

平成24年度 第7回 府中市景観審議会会議録

- 1 開催年月日 平成25年3月7日(木) 午後3時00分開会
午後5時00分閉会

- 2 出席委員 加 藤 幸 枝
千 賀 裕 太 郎
中 根 勝 士
市 川 紀 子
田 中 淑 雄
若 林 互 子

- 3 欠席委員 饗 庭 伸
田 中 友 章

4 議事日程

- 日程第1 景観構想 平成24年度 第2号議案
日程第2 景観構想 平成24年度 第3号議案
日程第3 府中市景観ガイドライン(歴史的景観編)

5 議 事

(I) 日程第1について

ア 事務局説明

- (7) 前回の本審議会以降の経過について説明。
(4) 晴見町二丁目地内における景観構想について、配布資料に基づき説明。

イ 審議の概要

(委員) 建物の外壁は大きく2色の構成であるが、色の対比が弱いと、数年後に薄汚れた印象になってしまう恐れがある。今回の案では、明度8.5と明度7.5であり、配慮して計画していると思うが、この差異で十分かどうか、今後慎重に検討してほしい。

(市) 色彩については、めりはりのある色彩をということで、事業者と協議していた。今後も検討していく。

(市) 委員の方からの意見をいただいているので説明する。免震構造の足下部処理のため、花壇等を設置していることにより、建物北側の車路部分の有効寸法が減少している。これにより、当初から指摘されていたバス動線と建物北側に沿って歩く歩行者導線との混在による安全性への懸念がある。安全上の問題が生じないように、夜間駐車時を除くバス動線の調整等(時間帯による移動など)を検討されたい。

接続部の金物の素材や仕上げについても、景観上の調和がとれるよう配慮されたい。以上がいただいている意見である。

この意見について、安全性については、十分に配慮しているということであるが、施設を運営していく中で、景観と調和のとれた形成を行うよう協議していく。

(委員) 接続部の金物、花壇の幅員等はどのぐらいなのか。歩道として、使用できないのか。

(市) 車路は、5.5メートルの幅員を確保しているが、花壇部分は、含めていない。歩道としては、使用できない。花壇は1メートル程であるが、十分幅員は確保できている。

(会長) 以上の意見を踏まえ、答申案を出したいと思う。

ウ 審議結果

答申案を以下のように修正し、答申とする。

- (ア) 建築物の色彩については、府中市景観ガイドラインに則した計画とするとともに、周辺と調和し、温かみを感じ、形態の変化に合わせて全体のボリュームを和らげるような配色を選択すること。
- (イ) 緑地については、緑量のある樹種を選定する等の工夫を行い、良好な緑地環境が保たれるよう適切な維持管理を行うこと。
- (ウ) 公開空地や敷地内における車路については、安全性に配慮した上で、調和のとれた景観形成に努めること。
- (エ) 社名や案内のサイン等については、府中市景観ガイドラインに則した計画とすること。

(2) 日程第2について

ア 事務局説明

府中町二丁目地内における景観構想について、配布資料に基づき説明。

イ 審議の概要

(市) 委員の方からの意見をいただいているので説明する。北側のバイク置き場およびゴミ持ち出しスペースと市道との間の植栽帯が、十分な厚みを持っていないのが気になる。これでパースに描かれているように十分な遮へい効果を発揮できるのか不安がある。前者については、階段下の利用も含めてレイアウトを変更して植栽帯の厚みを増やせないか。また、樹種の選定や植栽の高さについても慎重に検討されたい。

南側のオープンスペースの活用、管理について、賑わいと良好な景観が両立するように、喫煙や店舗用駐輪のコントロールなどが適切に行われるよう工夫してほしい。

北側（特に機械駐車場周辺）の照明計画について、裏側の印象を歩行者に与えぬよう照明機器の選定やレイアウトについて、配慮されたい。

広場で、厳密な喫煙禁止は厳しいかもしれない。喫煙部をあらかじめ取り込んだ計画が望ましいと思う。以上がいただいている意見である。

この意見について、階段下の利用も含めてレイアウトの変更、夜間照明等の意見については、事業者と協議をしていく。オープンスペースについては、管理、検討について協議をしていく。

(委員) 府中市内で、路上喫煙は条例で規制されているのか。

(市) 条例で、禁止区域が指定されているが、今回の場所は喫煙禁止区域ではない。

(委員) 屋外広告物について、ガラス面の広告についても指導していく必要があるのではないのか。

(委員) 看板の意味、価値を考えた方が良いと思う。事業者へ伝えてほしい。

(市) 府中市景観ガイドライン(屋外広告物編)では、一般地域(駅周辺商業地)に該当する。本計画では、17区画の店舗を予定しており、屋外広告物をルール化していきたいと思う。

(委員) けやきがシンボルツリーとして、道路沿いに設置する計画であるが、強い剪定がされてしまう恐れがある。けやきの性質上よくないのではないのか。

(市) シンボルツリーであるので、剪定等は配慮して行う。また、商店街の顔にもなるので、落ち葉の清掃などについても事業者へ伝えていきたい。

(委員) シンボルツリーを広場中央に1本だけにできないのか。

(市) 事業者から、シンボルツリーを2本にし、賑わいを創出しようとしていると思われる。

(委員) 自然の樹形を残した、剪定の仕方を考えてほしい。

(委員) 高架を走る電車が近くを通るが、騒音等はどうなのか。

(市) 音の反響については、事業者を確認する。

(委員) 喫煙場所は設けなくてもよいのではないのか。

(委員) 敷地全体を禁煙にすると、敷地の外で、喫煙する人が出てしまう恐れがあるので、喫煙場所は設置した方がよいのではないのか。

(委員) 喫煙場所が、溜まり場にならないように配慮してほしい。

(委員) 喫煙については、各店舗に任せてしまうのではなく、建物全体で統一した方がよいのではないのか。

(市) 喫煙場所の設置の有無については、事業者と検討していく。

(委員) 店舗用の駐輪場所はどうか考えているのか。

(市) 店舗用の駐輪台数については、47台を計画している。

(委員) 事業者任せではなく、市として計画的に置き場所を指導してはどうか。

(委員) 植栽帯と一体的となるような駐輪場の計画をしてはどうか。

(委員) 当該地北側の敷地内に、歩道状空地を設置することはできないの

か。

(市) 事業者と協議する。

ウ 審議結果

継続審議とする。

(3) 日程第3について

ア 事務局説明

府中市景観ガイドライン（歴史的景観編）について、配布資料に基づき説明。

イ 審議の概要

(市) 委員の方からの意見をいただいているので説明する。歴史的景観資源が何をさすのかやや曖昧なので、地図等を付属させて、はっきりと場所を示した方が正確だと思う。また、事業者には半径15メートルくらいの景観調査を義務づけるという手もあると思う。以上がいただいている意見がある。

(委員) 歴史的景観づくりという表現は、これから歴史的景観をつくるという意味にとれる。歴史的景観を生かした、まちづくりを行うという適切な言葉の表現を考えていく必要があると思う。

(委員) 歴史的景観資源の定義で、一般的歴史的景観資源と府中市歴史的景観資源と分けているが、言葉の表現を考えてはどうか。

(委員) 現況の資源に沿って、配慮を行っていく方が良いと思う。色彩の基準の範囲については、一般的なものであり、歴史的景観の配慮としては不十分である。

(委員) 配慮範囲などがあり、画期的なガイドラインだと思う。

(委員) 訴訟などになった場合、どうなるか。

(委員) 強力な行政指導になると思うが、ガイドラインでは罰則等はないので、訴訟になるとは、思えない。

(委員) 他の市区町村ではどうか。

(市) 調査した中では前例はない。

(委員) 今後の作成は、どのように行うのか。

(市) 景観審議会で見解を頂きながら、ガイドラインを作成していく。

(委員) 古道として、人見街道を選んだ理由はあるのか。

(市) 府中市景観計画で、旧街道に人見街道が該当するため、ガイドラインにも記載した。

(委員) 人見街道の生垣を保存していくのか。

(市) 旧街道に該当する旧甲州街道、人見街道も生垣は少なくなっており、景観上、担保したいと考えているため、ガイドラインで誘導していく。

(委員) 私有地のものを保全していくのは、厳しいのではないのか。

(委員) 私有地の塀や生垣を、ガイドラインに入れてよいのか、考える

べきである。

(市) 意見を踏まえ、検討する。

(委員) 規制という手法や助成という手法など、良好な景観形成の手法はいくつかある。どのような手法をとるのか、考える必要がある。所有者は、歴史的建造物を保存していくのには、費用がかかる。

(市) 現段階では、協力してもらえそうなガイドラインを作成したい。

(4) 日程第4 その他

次回審議会の日程は、後日調整して連絡する。

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

千賀 裕太郎

委 員 (加藤委員)

加藤 亨 様